

イギリス生命保険業の発展と個人貯蓄（その一）

齊藤 美彦

一、はじめに

イギリスの個人貯蓄において、生命保険・年金といった長期契約貯蓄の割合が高いのはよく知られている事実である。また、証券市場においてこれら機関投資家の占める割合が高く、同国の市場が機関化の最も進んだ市場のひとつであることもまたよく知られている。さらに、イギリスの生命保険に関しては、住宅ローンの元本を養老保険の満期契約金で返す方式（借入者は金利と生命保険

料を支払う）が一九八〇年代に普及し、一九九〇年代における住宅価格の下落により問題が生じていることや、一九八〇年代の年金改革により国の所得比例年金の適用除外となる個人年金が導入されたが、これに有利な職域年金から移動したための損失（その際のアドバイスが悪かったとして）が問題となっていることが伝えられることがある。しかしながら、イギリス生命保険業の歴史的発展過程やその全体的な姿について、わが国において伝えられることは比較的少ないように思われる。本稿では、以下でイギリス生命保険業の歴史

的な発展過程および現状を分析し、その個人貯蓄における位置づけ、証券市場における役割等についてみてみることにしたい。

二、生命保険の発展

生命保険業や個人貯蓄を吸収する貯蓄金融機関の生成には、資本主義社会の成立にともない旧来的な農村共同体が崩壊したことが大きく影響している。共同体の崩壊により、そこにあつた相互扶助機構も崩壊したが、資本主義社会における「二重の意味で自由な労働者」は雨が三日続いただけで死んでしまうわけにはいかないし、病気や失業および老齢のための備えもまた必要であつたのである。このような要請から、種々の相互扶助組織や貯蓄金融機関が誕生することとなつたのであつた。

このような組織のうち、歴史的にもっとも早くから活動してきたのが組合員の病気等の際の相互扶助組織である友愛組合 (Friendly Societies) であつた。記録に残っているもっとも古い友愛組合は一六八七年に設立されたものであるが、それが本格的に発展したのは一七六〇年代以降のことであつた。最初の住宅金融組合がバーミンガムに設立されたのが一七七五年、ヘンリー・ダンカン牧師がスコットランドのルースウェルに最初の信託貯蓄銀行（本年一〇月にロイズ銀行との合併を発表したTSBの前身）を開設したのが一八一〇年であるから、やはり切実なニーズのあるものが歴史的に先行したということであろう。

友愛組合は一八世紀の後半に急速に発展し、一七六〇年代には二四組合、七〇年代には二七組合、八〇年代には四八組合がそれぞれ設立され、国内全域に拡がることとなつた。⁽¹⁾そして、これら

の友愛組合は、熟練労働者のものという性格を強くもっていたのであった。

これにたいして、生命保険会社は、それが初めて設立されたのが一七六二年のことであるが、一九世紀の中庸以降に簡易保険 (Industrial Assurance) を中心に急成長した。これらの生命保険 (簡易保険) 会社は、友愛組合より広い顧客層をもっていた。その営業の内容は、毎週、各家庭を訪問し、一ペニー程度の少額の保険料を徴収し、死亡の場合には保険金を支払うというものであった。

このような形態の保険が急成長した理由としては、当時の労働者階級の生活習慣が大きく影響している。一九世紀から二〇世紀にかけての個人貯蓄等についての詳細な研究を行ったポール・ジョンソンによると、当時の労働者階級においては葬式および埋葬を恥ずかしくない形態で行うことに

たいする強い欲求があった。教区の教会により、これが執り行われることは、救貧法の適用対象となるということであり大変な恥辱とされたのであった。彼は、一九世紀における貧困の原因として、病氣、失業、老齡の他に、「死そのもの」を挙げているが、それはこの時代の労働者階級の意識が反映していたのであった。⁽²⁾

このような感覚は現代の日本人だけでなく、イギリス人にとっても理解が難しいことであるようである。毎週一ペニーを簡易保険 (実態は葬儀・埋葬費用保険) のために支払うより、医療費用保険的なものに投じた方が合理的であり、おそらくは寿命も伸びたであろうからであり、この点を何人かの研究者は指摘している。しかし、ポール・ジョンソンは「この論理は、労働者階級の習慣に何の影響も与えなかった。葬儀は公的なイベントであり、その執り行われ方は一家の地位および尊

厳を反映する。これにたいして病気は、個人的な苦しみにすぎず……医療費用保険への出費のプライオリティは低かったのである」と書いている。⁽³⁾

表1は、生命（簡易）保険の業容等の推移を示したものであるが、その伸びが急速であることがわかるであろう。生命（簡易）保険会社の伸びが急速であることをみた政府は、それらを規制し、優良なものをオーソライズすることを目的として、一八七〇年生命保険会社法を制定した。しかし一八七二年時点で、オーソライズされないインフォーマルなこの種の組織がロンドンだけで九〇〇以上あったとの調査もある。表1の業容の伸びには、インフォーマルな組織の業務をオーソライズされた生命（簡易）保険会社が徐々に吸収していった側面があることに注意しなければならないであろう。

業容的には急拡大したものの、一九世紀におけ

る生命保険会社の経営は、一般的にいてそれほど良好なものではなかった。その理由のひとつとして当時における死亡率の高さを挙げることができるが、それよりも大きな問題は経費率が高いということであつた。当時の簡易保険については、一方で保険料の払込停止による失効率が高いという問題があつた。これは生命保険会社の経営上は一般的にいつてプラスに働くはずであるが、それにもかかわらず生命保険会社の経営は苦しかったのであつた。

簡易保険の経費率の高さは何よりも少額の保険料を戸別訪問により毎週徴収するというそのシステムによつていた。たとえば一八八七年時点でブルデンシャルの経費率（保険料収入対比の経費）は四一・五％であり、ロイヤルリバーは四〇％であつた。しかしヨークシャー・プロビデント簡易保険という会社の経費率は何と九〇％であつたの

表1 生命(簡易)保険会社の乗客の推移

(単位 契約数等 100万, 保険料収入等 100万ポンド)

	株 式 会 社 形 態					相 互 会 社 形 態				
	契約数	解約返戻数	新 規	保険料収入	保 険 金	契約数	解約返戻数	新 規	保険料収入	保 険 金
1870	0.673 ¹									
1871	0.812 ¹									
1872										
1873										
1874										
1875	2.64 ¹									
1876										
1877	3.66 ¹									
1878										
1879										
1880										
1881	4.82 ¹			1.94	1.48	2.96				1.56
1882				2.25	1.91					
1883				2.60	2.17					
1884	6.30 ¹			3.05	2.83					
1885	6.67 ¹			3.28	3.58					
1886	9.14	0.058 ¹		3.55	4.39	3.63				2.06
1887	9.20	0.089 ¹		3.74	5.36					
1888	9.41	0.128 ¹		4.00	6.91					
1889	9.43	0.171 ¹		4.36	8.87					
1890	9.87	0.208 ¹		4.85	8.02					
1891	12.83	0.246 ¹		5.03	8.87					
1892	13.21	0.288 ¹		5.46	9.59	4.08				2.95
1893	13.32	0.338 ¹		5.70	10.20					
1894	14.99	0.398 ¹		5.92	11.16					
1895	15.30	0.448 ¹		6.38	12.47					
1896	15.86	0.499 ¹		6.61	13.55					
1897	17.23	0.549 ¹		7.15	14.40					
1898	17.85	0.604 ¹		7.57	15.84					
1899	18.65	0.663 ¹		8.07	17.22					4.83
1900	20.00	0.713 ¹		8.42	18.77					5.21
1901	21.21	0.771 ¹		9.29	20.47					5.59
1902	22.51	0.836 ¹		9.61	22.1					5.97
1903	23.81	0.912 ¹		10.26	24.1					6.55
1904	25.66	1.00 ¹		10.60	26.3					7.22
1905	28.54	1.10 ¹		11.09	28.5					7.86
1906	28.35	1.19 ¹		12.61	30.9					8.46
1907	27.81	1.29 ¹		12.44	34.4					9.20 ¹
1908	28.54	1.40 ¹		13.09	37.2					9.94
1909	29.14	1.50 ¹		13.33	39.6					8.47
1910	31.17	1.82		14.12	43.6					9.11
1911	35.47	1.95		15.70	46.2			1.88	2.92	9.7
1912	36.16	2.09		16.27	49.3				3.09	10.2
1913	37.95	2.20		16.69	53.0				3.19	11.3
1914	38.37 ²	2.29 ²		17.29	55.8				3.29	12.1
1915	38.30 ²	2.38 ²		18.38	58.7				3.39	12.5
1916	39.68 ²	2.41 ²		19.56	61.4				3.49	13.1
1917	41.06 ²	2.45 ²		20.96	69.4				3.59	14.0
1918	42.68 ²	2.49 ²		22.34	74.0				3.69	14.8
1919	44.95 ²	2.54 ²		25.35	80.5				3.79	16.2
1920	47.26 ²	2.62 ²	6.08	29.27	89.7				3.89	17.9
1921	47.76 ²	2.62 ²	5.69	31.09	100.3				3.99	20.1
1922	48.75	2.62 ²	6.63	31.58	111.3				4.09	22.4
1923	48.79	2.62 ²	6.84	32.21	122.2				4.19	25.4
1924	48.79	2.62 ²	6.84	32.21	136.4				4.29	30.7
1925	50.52	2.62 ²	6.69	36.61	151.8				4.39	36.8
1926	52.97	2.62 ²	6.03	36.80	165.8				4.49	40.0
1927	53.46	3.41	7.47	38.80	179.1				4.59	43.6
1928	54.00	3.65	7.35	40.88	192.0				4.69	46.7
1929	54.83	3.89	7.72	42.00	203.1				4.79	50.2
1930	56.74	5.23	8.00	43.81	217.3				4.89	53.9
1931	57.33	6.42	8.25	45.41	226.3				4.99	57.2
1932	57.45	7.41	8.38	46.35	243.9				5.09	61.7
1933	58.45	7.97	8.47	47.66	277.7				5.19	69.6
1934	59.86	8.47	8.53	50.07	296.7				5.29	74.5
1935	61.64	9.34	8.18	51.50	296.7				5.39	79.9
1936	62.87	9.78	8.25	53.63	317.1				5.49	
1937				55.79						
1938				58.00						

(注) 1. Prudential社の計数 (1886年時点のシェアは78%) 2. Prudential社の計数より推計

3. 資料の相違により計数は連続しない 4. Royal London社の転換により減少

5. Blackburn社の転換により減少 6. メンバー数から契約数への変更により増加

(出所) Johnson, Paul, *Saving and Spending*, Oxford University Press, 1985, pp. 16-19.

である。プルデンシャル等においては、経費の削減のために手数料の代理店への支払い方法の変更等の方策がとられたが、それが三五%程度にまで低下するのは、一九一八年から四〇年の間のことであった。しかし一九四〇年時点においても簡易保険全体の経費率は三五%であり、同時点の普通生命保険（保険料の払い込みは三カ月かそれ以上の間隔が通常）の経費率の一六%をかなり上回っていたのであった。⁽⁴⁾

一八四〇年代、五〇年代には毎年一〇〇以上の生命保険会社が倒産もしくは営業を停止したといわれており、このような状況を見て、一八六一年に信託貯蓄銀行に問題があるとして郵便貯蓄銀行（POSB）を設立した大蔵大臣のグラッドストーンは、一八六四年に郵政簡易保険の設立に踏み切った（営業開始は翌年）。これは、保険料を加入者が郵便局へ払い込むか、郵便貯金からの引き落

としにより払い込むことにより、一六歳から六〇歳までの加入者に二〇から一〇〇ポンドの保険金の支払いを行うという内容であった。しかし、これは付保金額が高いこと（したがって保険料が高くなる）および加入者の年齢上限が六〇歳であったこと（民間は七五歳もしくは死亡時まで）から不人気であり、付保金額の引下げ措置等によっても戸別訪問により保険料を徴収する民間生命保険会社には対抗できず、結局、一九二八年末をもってその業務を終了することとなった。⁽⁵⁾ 民間生命保険会社のエージェントは、「一週一ペニーの死のハンター」との蔑称で呼ばれることもあったが、地域社会の動向に精通したよき隣人でもあったのである。そしてエージェントの多くは女性であり、彼女たちが毎週主婦から保険料を徴収して歩いたのであった。郵政簡易保険の失敗は、何よりもこのシステムの欠如にあったのである。

一方、民間の生命保険会社の方は、成長の過程で種々のイノベーションも展開した。統計処理の整備が進んだのは当然のこととして、子供保険は、比較的早い時期から提供されていた。また一八七〇年代には、加入年数が一定以上あれば、脱退（解約）時返戻金（free policy）が受け取れるようになり、この要求年数は徐々に短縮されていった。⁽⁶⁾

ところで生命保険会社の加入率は一九世紀においてかなり高かったわけであるが、この主たる理由は葬式、埋葬費用のためのものとしての簡易保険の人氣が高かったことによるわけである。しかし、契約数の多さには、一人が複数の保険に加入しているということの他、本人のためではなく身内の葬式、埋葬費用の捻出を目的としたものも多かったことが影響しているとされている。この点は二〇世紀に入って以降、特に問題とされるよう

になり、一九〇九年保険会社法は他人の死にたいして保険を掛けることを規制した。

生命保険、特に簡易保険の加入率には種々の推計があるが、簡易保険の問題点について検討した一九二〇年のパルモア委員会報告は、当時の簡易保険の加入率を人口の七五%と推計している。⁽⁷⁾ してこの比率はその後さらに高まることとなり、第二次世界大戦直前には労働者の九〇%が加入しているとの推計がなされている。

二〇世紀に入り、生命保険を取り巻く環境は大きく変化した。それは福祉国家の成立と大きく関連している。一九〇八年にはまず、国の制度としての無拠出制の老齢年金制度が創設され、次いで一九一一年には失業保険および健康保険からなる国民保険制度が創設されるなど、この時期にイギリス福祉国家の根幹ができたといっている。このことは、貯蓄金融機関や相互扶

助組織に大きな影響を与えることとなった。その影響を大きく受けた代表が友愛組合であった。友愛組合は、二〇世紀に入ると、組合員が大きく減少することとなった。これには福祉国家の成立により友愛組合のような相互扶助組織の必要性が薄れたことその他、都市化の進展や家族制度の変化により地域社会が変貌したことも影響している。また、企業における近代的な人事制度の発展とともに、勤続機関を長期化させロイヤリティを高めることを目的として職域年金制度が普及してきたことも、友愛組合の組合員数の減少の原因となった。

これにたいして生命保険会社の方は、二〇世紀に入ってから成長することとなった。簡易保険については、従来型の簡易保険ではなく養老保険の比率が高まることとなった。養老保険が提供され始めたのは一八八〇年代であるが、それが急成長したのは第一次世界大戦後のことであった。そ

の理由としては平均寿命の伸びによる死亡率の低下が挙げられる。平均寿命の伸びは、従来型の簡易保険の魅力を低下させ、養老保険の満期金の受取を期待する契約者が多くなったのであった。もうひとつは、個人の所得上昇の影響である。養老保険の保険料は従来型の簡易保険の三倍近くであったにもかかわらず、それが急成長したのは所得上昇の影響であろうし、また、少子化傾向もまた少なからず影響していた。そして、この段階において生命保険を長期貯蓄と認識することが一般化するようになったのであった。

養老保険の伸びをみるならば、一八九五年時点では契約数は一〇万を下回るものでしかなかったが、これは一八九七年以降急上昇し、一九一二年までには三五〇万契約に達した。その後、上昇カーブはさらに急速なものとなり、一九二二年には七二〇万契約、一九三一年には一三〇〇万契約

となったのであった。一九二〇年から三〇年の間に、簡易保険料収入は六六%上昇したが、これを養老保険だけでみるならば三五〇%の上昇であり、全体に占める割合も九分の一から四分の一へと上昇したのであった。⁽⁸⁾

この他では、普通生命保険も簡易保険の成長と歩調を合わせる形で成長した。表2は、プルデンシャル社の計数であるが、両大戦間期に普通生命保険が急成長したことがわかるであろう。これは契約者にとって明らかに長期貯蓄と認識する部分が増加してきたということを表しているのである。

両大戦間期は、生命保険にとってもうひとつの大きなイノベーションが展開した時期でもあった。それはイギリスにおける職域年金の成長と関連している。二〇世紀における大企業化の進展とそこにおける現代的人事政策の発展は、定年退職制の定着等を目指し、そのために年金制度を利用

する動きも出てくることとなった。一九世紀に一般的であった恩恵的給付や職場レベルでの友愛組合からフォーマルな年金制度への転換が徐々に進行了のであった。

このような環境のもとで職域年金制度への加入者は、二〇世紀になり徐々に増加し、一九三六年には労働者の一三%が加入するまでになった。この過程で一九二〇年代に登場したのが生命保険会社による団体生命保険だったのであった。一九二七年にまず、当時アメリカで最大の保険会社であったメトロポリタン・ライフ・オブ・ニューヨークが、イギリスに進出し団体年金保険の販売を積極的に行った。イギリスの生命保険会社は、アメリカ流の団体生命保険の販売には慎重であったが、これに刺激を受けて一九二〇年代末から三〇年代にかけて次々と団体生命保険業務・団体年金保険業務に進出した。

第2 プルデンシャル社の業務の推移

	普 通 保 險 部 門				簡 易 保 險 部 門				損 害 保 險 部 門		保險金支払 (總 額)
	保険料収入	保険基金	契 約 数	新 規		保険料収入	保険基金	契 約 数	新 規		
				契約数	保険金額				契約数	保険金額	
1865	£ 14,338	£			£ 83,362	£	276,187	148,108		£ 289,805	
1875	75,317		15,889	2,675	348,364	661,638	2,208,912	1,167,292		1,673,864	
1885	303,275	1,445,120	65,483	17,353	1,887,890	2,794,522	4,034,445	6,695,890	1,723,921	9,004,358	
1895	2,304,013	11,150,948	414,137	61,450	6,285,260	4,352,625	11,866,745	11,682,748	2,398,247	27,978,308	
1905	4,123,319	31,658,165	773,051	75,293	7,211,427	6,139,050	23,974,417	16,065,288	2,245,127	65,048,307	
1915	5,157,516	47,383,780	935,514	68,785	6,619,218	8,506,063	42,322,260	20,859,887	2,112,784	35,112,816	
1925	10,676,733	76,667,882	1,107,272	76,796	14,641,970	15,883,871	94,991,728	24,469,494	1,985,878	47,583,623	
1935	12,703,944	111,555,466	989,795	106,327	28,744,687	20,690,825	165,548,438	27,204,117	2,175,212	56,515,495	
1945	17,795,053	145,690,294	1,031,964	70,548	30,865,188	30,266,757	260,264,634	30,238,673	1,335,879	52,940,718	
1946	20,894,988	163,319,322	1,109,294	144,977	73,279,866	32,051,988	282,006,103	31,117,358	2,231,466	101,851,231	
										4,448,023	
										6,595,814	
										837,954,628	

イギリス生命保険業の発展と個人貯蓄（その1）

(注) 1865年および1875年の普通保険部門および簡易保険部門の合計の保険基金は、それぞれ144,769ポンドおよび702,185ポンド。
普通保険部門の1935年の計数は、海外再保険分を除く。
[出所] Prudential, *A Century of Service-The Story of the Prudential 1848-1948*, 1948, p. 136.

こうした生命保険会社の年金業務への本格的な進出をひとつの理由として、一九三〇年代以降、職域年金への加入者の割合は急速に高まることとなった。大企業については自家年金とするケースが多かったが、中規模以下の企業においては保険型年金が採用されるケースが多く、これが職域年金の加入率が高まる理由となったのであった。⁽⁹⁾

両大戦間期における生命保険会社の業容の急速な拡大および職域年金の拡大は、第二次世界大戦後における、とりわけ一九五〇年代以降のいわゆる機関化の進展の前兆であった。戦後において生命保険会社は、業容のさらなる拡大により、個人貯蓄のうちのかなりの部分を吸収するようになるとともに、巨大機関投資家として証券市場における主要参加者となっていくのであった。

(注)

(一) Gosden, P. H. D. H., *The Friendly Societies in Eng-*

land 1815-75, Manchester University Press, 1961, p.2.

(2) Johnson, Paul, *Saving and Spending-The Working Class Economy in Britain 1870-1939*, Oxford University Press, 1985, p.9.

(3) *Ibid.* pp.85-86

(4) *Ibid.* p.31.

(5) Prudential, *A Century of Service: The Story of the Prudential 1848-1948*, 1948, pp.47-53.

(6) プルデンシャル社においては、この解約返戻金が受け取れるまでの期間は、それが初めて導入された一八七八年においては一〇年で三年後の一八八一年には五年に短縮された。その後、一九二六年には同期間は三年となり、一九三〇年には一年となった。

(7) Departmental Committee of the Business of Industrial Assurance Companies and Collecting Societies (Chairman: Lord Parmoor), *Report* (Cmd.614), H. M. S. O, 1920, p.2.

(8) Johnson, Paul, *op. cit.*, p.41.

(9) イギリスにおける職域年金の普及過程について詳しくは、拙稿「イギリス職域年金の発展と証券市場」(『証券研究』第一〇一巻、一九九二年四月)を参照されたい。

(たにやひろし)・当研究所主任研究員